

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則 2 7-1）

- (a) アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
(b) 現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっていますが、その球はアウトオブバウンズとする。

2. ウォーターハザード（ラテラル・ウォーターハザードを含む）（規則 2 6）

ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

3. 修理地（規則 2 5-1）

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。
張り芝の継ぎ目；付属規則 I (A) 3 e を適用する。（**ゴルフ規則 1 6 4 ページ参照**）

スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目（その芝自体を除く）は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 2 5-1 に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則 2 5-1 に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。このローカルルールの違反の罰は、2 打。

4. 動かさない障害物（規則 2 4-2）

- (a) 排水溝
(b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝（その道路の一部とみなす）
(c) 動かさない障害物と定義づけられている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。
(d) 電磁誘導カート用の 2 本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、プレーヤーは規則 2 4-2 b (i) の救済を受けなければならない。このローカルルールの違反の罰は、2 打。
(e) コース内の防球ネットが動かさない障害物となる場合、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレストポイントを決めなければならない。このローカルルールの違反の罰は 2 打。

5. パッティンググリーン上の芝張り替え跡

パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホールの

埋め跡と同じステータスを持ち、規則 1 6-1 c に基づき修理することができる。

6. 地面にくい込んでいる球の救済

付属規則 I (A) 3 a を適用する。（**ゴルフ規則 1 6 0 ページ参照**）

スルーザグリーンで、地面に球がくい込んでいるときは、その球は罰なしに拾い上げて、ホールに近づかず、しかも球の止まっていた箇所にできるだけ近い所にドロップすることができる。その際、拾い上げた球は拭くことができる。ドロップの際、球はスルーザグリーンのコース上に直接落ちなければならない。

このローカルルールの違反の罰は、2 打。

7. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされた場合

規則 1 8-2 と 2 0-1 は以下の通りに修正される。

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーは規則 1 8-2 や規則 2 0-1 に規定されている通りにリプレイスされなければならない。

このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレイスされることになる。

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた資格要件を満たさなければならない。

3. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

4. 使用クラブの規格

- (a) 『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I (B) 1 a』を適用する。（**ゴルフ規則 1 7 6 ページ参照**）
(b) 溝とパンチマークの規格

『2010 年 1 月 1 日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』（裁定 4-1/1）を適用する。

（**付属規則 II 5 c 注 2 ゴルフ規則 1 9 8 ページ参照、2016-2017 ゴルフ規則裁定集 7 9 ページ 4-1/1 参照**）

5. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I (B) 1 b』を適用する。（**ゴルフ規則 1 7 7 ページ参照**）

6. プレーの中断と再開

- (a) 通常のプレーの中断（落雷などの危険の伴わない気象状況）については、規則 6-8 b、c、d に従って処置すること。

- (b) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間にいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレー途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 3 3-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格となる。

- (c) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレーの中断：短いサイレンを繰り返して通報する。

または、サイレンを使用せず本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

険悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

7. 練習

ホールとホール間の練習禁止（規則 7 注 2）『付属規則 I (B) 5 b』（**ゴルフ規則 1 8 1 ページ参照**）

ホールとホールの間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。この条件の違反の罰や処置は『**付属規則 I (B) 5 b**』を適用する。（**ゴルフ規則 1 8 1 ページ参照**）

8. 移動

委員会が別途認めた場合を除き、プレーヤーは、正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。

ただし、7番～8番・16番～17番のスカイレーターは使用することができる。尚、キャディーはカートを使用することができる。プレーヤーが前のストロークをしたところから次のストロークをする場合と規則11-4、11-5、15-3と20-7cにしたがって誤りを訂正する場合はその処置のために往復の範囲内において乗用カートを使用する事ができる。**この条件の違反の罰や処置は『付属規則I(B)8』を適用する。(ゴルフ規則183ページ参照)**

9. キャディー(規則6-4注)
正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。**この条件の違反の罰や処置は『付属規則I(B)2』を適用する。(ゴルフ規則179ページ参照)**
10. スコアカードの提出 (裁定6-6c/1)
スコアリングエリア方式を採用する。
11. タイの決定
タイの決定は該当する競技規定に定める。
12. ゴルフシューズ
正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。**この条件の違反の罰は競技失格とする。**
13. 競技終了時点
本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
14. 競技の短縮
委員会は、コースの状況により適正なるプレーが不可能と判断した時、競技規定に定めてあるラウンド数を短縮することができる。

注 意 事 項

1. ローカルルールや競技の条件に追加、変更のあるときは、スターティングホールでのティーインググラウンド付近に告示する。
2. 競技の条件12項で規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則25-3に基づいて救済を受けなければならない。
4. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあげないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。

5. 競技委員会は規則33-7に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。
6. 練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1箱(20球)を限度とする。
7. ティーマーカーは、男子15歳～17歳は青色、男子12歳～14歳は白色、女子は赤色とする。
8. プレー中、帽子を着用すること。
9. 中部ゴルフ連盟・日本高等学校ゴルフ連盟ならびに会場クラブの服装規定を遵守すること。**服装規定に違反があった場合、初回は注意し、着替えてもらうことが望ましい。**改まらない場合、競技委員会は競技中を含めいつでも競技者の参加資格を取り消すことができる。
10. コース内は、携帯電話の使用をしないこと。
11. 役員・選手以外は、1番・10番ホールのティーインググラウンド付近および9番・18番ホールのグリーン付近以外は立入禁止とする。
12. スタート時間1時間前までには駐車場に設置した受付にて手続きを済ませること。プレー代金は、各自1日目の受付時に2日分(18,000円消費税込)をお釣りのいらぬよう現金で支払うこと。
13. 表彰式には全員出席すること。
14. 練習グリーンでのアプローチは禁止、練習バンカーは使用禁止とする。

追 記

1. 練習場は、午前5時30分よりオープン。
2. 競技当日の選手受付は午前5時45分より開始。
3. 昼食はハウス食堂を利用のこと。
4. バッグは口径9.5インチ、重量は13キロを超えないこと。

競技委員長 泉 憲 一

指 定 練 習 日

7月24日(月)とし、特別料金とする。指定練習日のスタート時間は予選競技終了後、会場のゴルフ場で、予約すること。キャンセルする際は、下記の東名古屋カントリークラブに連絡すること。会場の規定によりキャンセル料が掛かる場合がある。また、練習ラウンドは1個の球でプレーすること。指定練習日はセルフですから、手引きカートの持ち込みを許可します。ただし、電動は禁止します。

TEL 0565-48-1331

平成29年度(第43回) 中部ジュニアゴルフ選手権競技

日程:平成29年7月25日(火)・26日(水)
場所:東名古屋カントリークラブ(西コース)

中部ゴルフ連盟 中日新聞・東海テレビ放送 中部高等学校ゴルフ連盟